計画書チェックシート

* 研究計画書の記載項目
1. 臨床研究の実施体制

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認事項 | チェック欄 | 該当項目 |
| （確認） | （非該当） |
| * 研究代表医師の氏名
 | □ | □ | 1.1 |
| * 全ての研究責任医師の氏名及び職名、並びに医療機関の所在地及び連絡先
 | □ | － | 1.2 |
| * 研究代表医師・研究責任医師以外の研究を総括する者の氏名、職名及び連絡先
 | □ | □ | 1.9 |
| * 調整管理実務担当者（調整事務局）の氏名、職名及び連絡先
 | □ | □ | 1.4 |
| * データマネジメント責任者の氏名、職名及び連絡先
 | □ | □ | 1.6 |
| * 統計解析責任者の氏名、職名及び連絡先
 | □ | □ | 1.5 |
| * モニタリングに関する責任者の氏名、職名及び連絡先
 | □ | － | 1.10 |
| * 監査に関する責任者の氏名、職名及び連絡先
 | □ | □ | 1.11 |
| * 研究・開発計画支援担当者の氏名、職名及び連絡先
 | □ | □ | 1.8 |
| * 臨床研究に関連する臨床検査施設の名称及び所在地
 | □ | □ | 1 |
| * 医学的及び技術的部門・機関の名称及び所在地
 | □ | □ | 1 |
| * 開発業務受託機関の名称及び所在地並びに委託する業務の内容及び監督方法
 | □ | □ | 1.14 |

　＜メモ（気になった点など）＞

|  |
| --- |
|  |

1. 臨床研究の背景
* 当該臨床研究の必要性及び課題設定を明確化する観点から、以下に掲げる点について、参考文献、根拠データ等に基づき、分かりやすく簡潔に記載すること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認事項 | チェック欄 | 該当項目 |
| （確認） | （非該当） |
| * 国内外における対象疾患の状況（対象疾患に関する疫学データを含む。）
 | □ | － | 2.1 |
| * これまでに実施されてきた標準治療の経緯及び内容
 | □ | － | 2.1 |
| * 現在の標準治療の内容及び治療成績
 | □ | － | 2.1 |
| * 当該臨床研究の必要性につながる、現在の標準治療の課題、不明点等
 | □ | － | 2.1 |
| * 当該臨床研究に用いる医薬品等に関する以下の情報
1. 当該医薬品等の名称（一般名及び販売名）
2. 投与経路、用法・用量及び投与期間
3. 対象集団（年齢層、性別、疾患等）
4. 当該医薬品等の有効性及び安全性に関して、非臨床試験、他の臨床研究等から得られている臨床的に重要な所見
5. 当該医薬品等の投与等による利益及び不利益（既知のもの及び可能性のあるもの）
 | □ | － | 2.2 |

　＜メモ（気になった点など）＞

|  |
| --- |
|  |

1. 臨床研究の目的

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認事項 | チェック欄 | 該当項目 |
| （確認） | （非該当） |
| * 研究の背景を踏まえ、当該臨床研究の技術的事項（デザイン）の適切性が判断できるよう、当該臨床研究で明らかにしようとしている点（課題設定）について、分かりやすく簡潔に記載すること。
 | □ | － | 3 |

　＜メモ（気になった点など）＞

|  |
| --- |
|  |

1. 臨床研究の内容
* 当該臨床研究の技術的事項（デザイン）として、以下に掲げる点について、分かりやすく簡潔に記載すること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認事項 | チェック欄 | 該当項目 |
| （確認） | （非該当） |
| * 臨床研究中に測定される主要評価項目及び副次評価項目に関する説明
 | □ | － | 7.17.2 |
| * 実施される臨床研究の種類及び手法（例えば、二重盲検、プラセボ対照、群間比較試験等）の説明並びに臨床研究の手順（段階等を図式化した表示等）
 | □ | － | 4.3 |
| * 臨床研究におけるバイアスを最小限にする又は避けるために取られる無作為化及び盲検化等の方法の説明
 | □ | □ | 6.2 |
| * 臨床研究に用いる医薬品等の用法・用量の説明
 | □ | － | 6.3 |
| * 国内において製造販売承認等を取得している医薬品等以外の場合は、臨床研究に用いる医薬品等の剤形及び表示に関する記載（表示については、少なくとも、医薬品等の名称、製造番号又は製造記号、医薬品等の管理に係る事項（保管方法等））
 | □ | － | 2.2 |
| * 臨床研究の対象者の参加予定期間及び観察期間（最初の症例を登録したときから臨床研究の内容に関する事項として記載した全ての評価項目に係るデータの収集を行うための期間が終了したときまでの期間をいう。）を含む全ての臨床研究の工程と期間の説明

（埋込み型医療機器等研究終了後にも配慮が必要なものに関しては、研究終了後のフォローアップの内容を明らかにすること） | □ | － | 16 |
| * 臨床研究の一部及び全体の中止規定又は中止基準の説明

（個々の症例について安全性確保の観点から中止すべき閾値を設定できる場合又は臨床研究全体として重篤な副作用の発現予測の観点から中止すべき閾値を設定できる場合を含む。）  | □ | － | 5.35.4 |
| * プラセボ及び対照薬（臨床研究において評価の対象となる医薬品等と比較する目的で用いられる医薬品をいう。）を含む臨床研究に用いる医薬品等の管理の手順

（臨床研究に用いる未承認の医薬品等を診療に用いる医薬品等と別に管理する必要がある場合には、その管理場所及び数量、据付け型医療機器の研究終了後の取扱い等を含む。） | □ | □ | 6.3 |
| * 無作為化の手順
 | □ | □ | 6.2 |
| * 症例報告書に直接記入され、かつ原資料と解すべき内容の特定
 | □ | □ | 10.1 |

　＜メモ（気になった点など）＞

|  |
| --- |
|  |

1. 臨床研究の対象者の選択及び除外基準、臨床研究の中止に関する基準
* 臨床研究の対象者の選択及び除外並びに中止に関する基準は、科学的根拠に基づき、臨床研究の対象者の人権保護の観点から臨床研究の目的に応じ、臨床研究の対象者を当該臨床研究の対象とすることの適否について慎重に検討されなければならないことを明らかにすること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認事項 | チェック欄 | 該当項目 |
| （確認） | （非該当） |
| * 選択基準（臨床研究の有効性が示された場合にその治療を適用することが妥当とみなされる集団を規定する基準）として以下の内容

ⅰ）対象疾患、ⅱ）年齢、ⅲ）性別、ⅳ）症状、ⅴ）既往疾患、ⅵ）併存疾患に関する制限、ⅶ）臨床検査値等による閾値、ⅷ）同意能力等（例えば、特定の遺伝子変異を有する者を臨床研究の対象者として選択する場合にあっては、当該遺伝子変異の有無を明記すること） | □ | － | 5.1 |
| * 除外基準（選択基準で示される集団に属するが、特定の状況下でリスクが高くなり臨床研究への参加が倫理的でない、また、臨床研究の有効性・安全性評価に影響を及ぼすと判断されることを規定する基準）
 | □ | － | 5.2 |
| * 中止基準（いつ、どのようにして臨床研究の対象者の参加を中止とするか）とその理由、及び中止後にどのようなデータをいつ集めるかについての記載
 | □ | － | 5.3 |
| * やむを得ず、同意の能力を欠く者、同意の任意性が損なわれるおそれのある者を臨床研究の対象者とする場合には、その必然性
 | □ | □ | 5.1 |
| * 不当で恣意的な基準となっていないしないこと

（不当で恣意的な基準となっていなければ「なっていない旨の記載」は不要） | □ | － | 5.1 |

　＜メモ（気になった点など）＞

|  |
| --- |
|  |

1. 臨床研究の対象者に対する治療

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認事項 | チェック欄 | 該当項目 |
| （確認） | （非該当） |
| * 用いられる全ての医薬品等の名称、用法・用量、投与経路、投与期間等の内容（臨床研究の対象者に対する観察期間及びその後のフォローアップを含む。）及び入院、通院、食事制限等のスケジュールの内容
 | □ | － | 6.3 |
| * 臨床研究実施前及び臨床研究実施中に許容される治療法（緊急時の治療を含む。）及び禁止される治療法
 | □ | □ | 6.5 |
| * 臨床研究の対象者への医薬品の投与等、その他の取り決め事項の遵守状況を確認する手順
 | □ | － | 6.3 |

　＜メモ（気になった点など）＞

|  |
| --- |
|  |

1. 有効性の評価

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認事項 | チェック欄 | 該当項目 |
| （確認） | （非該当） |
| * 有効性評価指標の特定
* 有効性評価指標に関する評価、記録及び解析の方法並びにそれらの実施時期
 | □ | － | 79.5 |

　＜メモ（気になった点など）＞

|  |
| --- |
|  |

1. 安全性の評価

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認事項 | チェック欄 | 該当項目 |
| （確認） | （非該当） |
| * 安全性評価指標の特定
* 安全性評価指標に関する評価、記録及び解析の方法並びにそれらの実施時期
 | □ | － | 8.1 |
| * 疾病等の情報収集、記録及び報告に関する手順（研究責任医師が研究代表医師に報告すべき重要な疾病等及び臨床検査の異常値の特定並びに報告の要件及び期限を含む。）
* 疾病等発生後の臨床研究の対象者の観察期間
 | □ | － | 8.2 |

　＜メモ（気になった点など）＞

|  |
| --- |
|  |

1. 統計的な解析

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認事項 | チェック欄 | 該当項目 |
| （確認） | （非該当） |
| * 中間解析を行う場合には実施される統計解析手法の説明（計画された中間解析の時期を含む。）
 | □ | □ | 9.6 |
| * 計画された登録症例数並びに臨床研究の検出力及び臨床上の理由からの考察を含む症例数設定の根拠
* 多施設共同研究においては、各実施医療機関の登録症例数を特定すること。
 | □ | － | 9.1 |
| * 用いられる有意水準
 | □ | □ | 9.3 |
| * 臨床研究の中止基準（登録症例数が実施予定症例数に達しない時点で、臨床研究の目的、内容等に鑑み、明らかに有効又は無効であることが判定できる場合等）
 | □ | □ | 9 |
| * 欠落、不採用及び異常データの取扱いの手順
 | □ | □ | 9.4 |
| * 当初の統計的な解析計画を変更する場合の手順
 | □ | □ | 9.7 |
| * 解析の対象となる臨床研究の対象者の選択（無作為割り付けを受けた全症例、被験薬投与を受けた全症例、全適格例、評価可能症例等）
 | □ | □ | 9.2 |

　＜メモ（気になった点など）＞

|  |
| --- |
|  |

1. 現資料等の閲覧

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認事項 | チェック欄 | 該当項目 |
| （確認） | （非該当） |
| * 臨床研究に関連するモニタリング、監査並びに認定臨床研究審査委員会及び規制当局の調査の際に、原資料等の全ての臨床研究関連記録を直接閲覧に供する旨
 | □ | － | 10.2 |

　＜メモ（気になった点など）＞

|  |
| --- |
|  |

1. 品質管理及び品質保証

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認事項 | チェック欄 | 該当項目 |
| （確認） | （非該当） |
| * モニタリングをする旨
 | □ | － | 11.1 |
| * モニタリングが下記の点に留意していること
1. 臨床研究の対象者の人権の保護、安全の確保が図られていること。
2. 臨床研究が最新の実施計画、研究計画書及び本規則を遵守して実施されていること。
3. 臨床研究の実施について臨床研究の対象者から文書により同意を得ていること。
4. 記録等が正確であることについて原資料等に照らして検証すること。
 | □□(SOP記載) | － | SOP |
| * モニタリング従事者が、結果を研究責任医師に報告する旨

（多施設共同研究の場合は、必要に応じて研究代表者医師が当該結果を他の研究責任医師に情報提供する旨） | □□(SOP記載) | － | SOP |
| * モニタリング従事者の要件（規則、実施計画及び研究計画書、説明同意文書、手順書を熟知していることや、モニタリング従事者が当該業務の直接の実施担当者ではないことを含む）
 | □□(SOP記載) | － | SOP |
| * その他モニタリングの手順、方法（リスクに応じたモニタリングの手順となっていることを含む）
 | □□(SOP記載) | － | SOP |
| * 監査をする旨
 | □ | □ | 11.2 |
| * 監査従事者が、結果を研究責任医師に報告すること

（多施設共同研究の場合は、必要に応じて研究代表者医師が当該結果を他の研究責任医師に情報提供する旨） | □□(SOP記載) | □ | SOP |
| * 監査従事者の要件（監査従事者が、当該研究の従事者及びモニタリングの従事者では無い旨を含む）
 | □□(SOP記載) | □ | SOP |
| * その他監査の手順、方法
 | □□(SOP記載) | □ | SOP |

　＜メモ（気になった点など）＞

|  |
| --- |
|  |

1. 倫理的な配慮

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認事項 | チェック欄 | 該当項目 |
| （確認） | （非該当） |
| * 当該臨床研究において、臨床研究の対象者に生じる利益及び負担並びに予測される不利益、これらの総合的評価
* 当該負担及び不利益を最小化する対策の倫理的背景や理由
 | □ | － | 12.3 |
| * 研究の実施に伴い、臨床研究の対象者の健康又は子孫に受け継がれ得る遺伝的特徴等に関する重要な知見が得られる可能性がある場合における、臨床研究の対象者に係る研究結果（偶発的所見を含む。）の取り扱い
 | □ | □ | 12.3 |

　＜メモ（気になった点など）＞

|  |
| --- |
|  |

1. 記録（データを含む。）の取り扱い及び保存に関する事項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認事項 | チェック欄 | 該当項目 |
| （確認） | （非該当） |
| * 利用目的に、他機関に試料・情報を提供することが含まれる場合にはその旨
 | □ | □ | 13.1 |
| * ゲノムデータを取得する場合はその旨
 | □ | □ | 13.1 |
| * ゲノム試料及びゲノムデータ試料を取り扱う場合はその内容取り扱い
* 種類、採取時期、採取方法、採取量、保存方法、廃棄の方針（保存期間満了時を含め、ゲノム試料がいつどのように廃棄されるか）、提供者のゲノム試料が特定できない状態になった場合（個人の特定が困難となる匿名化が実施された場合、あるいは対応表が破棄された場合など）はゲノム試料の破棄が不可能になること、個人に関する情報の保護の方針（試料の匿名化の方法）
 | □ | □ | 13.1 |
| * 試料・情報（臨床研究に用いられる情報に係る資料を含む。）の保管及び廃棄の方法
 | □ | □ | 13.113.2 |

　＜メモ（気になった点など）＞

|  |
| --- |
|  |

1. 臨床研究の実施に係る金銭の支払及び補償

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認事項 | チェック欄 | 該当項目 |
| （確認） | ページ |
| * 臨床研究の対象者への経済的負担又は謝礼がある場合には、その旨及びその内容
 | □ | □ | 14.2 |
| * 臨床研究保険への加入の有無とその内容
 | □ | － | 14.3 |
| * 臨床研究保険以外の補償（医療の提供など）の有無とその内容
 | □ | － | 14.3 |

　＜メモ（気になった点など）＞

|  |
| --- |
|  |

1. 臨床研究に関する情報の公表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認事項 | チェック欄 | 該当項目 |
| （確認） | （非該当） |
| * 厚生労働省が整備するデータベース（以下「jRCT」（Japan Registry of Clinical Trials）という。）に記録し、公表する旨
 | □ | － | 15 |
| * 資金提供を受けた医薬品等製造販売業者等と臨床研究の結果に関する公表内容及び時期に関する取り決めがある場合にはその内容
 | □ | □ | 15 |

　＜メモ（気になった点など）＞

|  |
| --- |
|  |

1. 臨床研究の実施期間

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認事項 | チェック欄 | 該当項目 |
| （確認） | （非該当） |
| * 当該臨床研究の開始及び終了の予定日
 | □ | － | 16 |

　＜メモ（気になった点など）＞

|  |
| --- |
|  |

1. 臨床研究の対象者に対する説明及びその同意

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認事項 | チェック欄 | 該当項目 |
| （確認） | （非該当） |
| * インフォームド・コンセントを得る手続き
 | □ | － | 17.2 |
| * インフォームド・アセントを得る手続き
* 代諾者の特定や選定方針
 | □ | □ | 17.3 |
| * 研究への参加の継続について臨床研究の対象者又は代諾者の意思に影響を与える可能性のある情報が得られたときは、速やかに説明文書を改訂する旨
* 臨床研究の対象者又は代諾者に速やかに説明し、参加の継続の意思を再度確認する旨
 | □ | － | 17.1 |
| * 臨床研究の対象者から取得された試料・情報について、臨床研究の対象者等から同意を得る時点では特定されない将来の研究のために用いられる可能性又は他の研究機関に提供する可能性の有無
* 可能性がある場合には、その旨と同意を得る時点において想定される内容
 | □ | － | 17.2 |

　＜メモ（気になった点など）＞

|  |
| --- |
|  |

1. 臨床研究の適正な実施のために必要な事項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認事項 | チェック欄 | 該当項目 |
| （確認） | （非該当） |
| * 研究の資金源
 | □ | － | 14.1 |
| * 企業との利益相反の有無とその内容
 |  | － | 14.1 |
| * 同意取得を不要とする臨床研究を実施しようとする場合には、以下に掲げる要件の全てを満たしていることについて判断する方法
1. 当該特定臨床研究の対象者となるべき者に緊急かつ明白な生命の危険が生じていること。
2. その他の治療方法では十分な効果が期待できないこと。
3. 当該特定臨床研究を実施することにより生命の危険が回避できる可能性が十分にあると認められること。
4. 当該特定臨床研究の対象者となるべき者に対する予測される不利益が必要な最小限度のものであること。
5. 代諾者となるべき者と直ちに連絡を取ることができないこと。
 | □ | □ | 17.4 |

　＜メモ（気になった点など）＞

|  |
| --- |
|  |

1. 医療機器の臨床研究の特例

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認事項 | チェック欄 | 該当項目 |
| （確認） | （非該当） |
| * 医療機器に係る臨床研究のうち、以下の全ての事項を満たす臨床研究については、厳格には被験医療機器が変化しており、同一の医療機器とはいえないものの、一連の医療機器として一の研究計画書に以下に掲げる全ての事項が記載されていることをもって、一連の医療機器の評価を行う臨床研究として、一の研究計画書により研究を実施することが可能であるが、このような研究を実施する場合には、研究計画中に以下の事項の全てを満たすように記載すること。
1. 対象となる医療機器の構造・原材料又はその両方を変化させることにより、構造・原材料の最適化を図ることを目的とする研究デザインとなっていること。
2. 最適化を行うに際し変化させる範囲（変更範囲：design space）については、その変化の意図に応じた適切な範囲を設定し、当該範囲内における変化が臨床研究の対象者に対する安全性に明らかな変化を生じないことが科学的に検証されていること。
3. 一連の変更した医療機器を臨床研究の対象者に適用する際には、よりリスクが小さいと考えられる順に適用し、適用の都度、安全性を順次検証した上で次の構造・原材料の医療機器を適用する研究デザインになっていること。なお、変更範囲に含まれる医療機器によって、臨床研究の対象者に対するリスクが大きく異なる場合には一つの臨床研究の研究計画書として評価することはできないため、別の臨床研究計画とすること。
 | □ | □ | なし（適宜）　 |

　＜メモ（気になった点など）＞

|  |
| --- |
|  |

* その他
* 適切な版番号（変更以降も含む）により管理されている。